2　隔離ほ場での作業要領

(1)　本遺伝子組換えダイズ及び比較対照のダイズ以外の植物が、隔離ほ場内で生育することを最小限に抑える。

(2)　本遺伝子組換えダイズを隔離ほ場の外に運搬し、又は保管する場合は、当該ダイズが漏出しない構造の容器に入れる。

(3)　(2)により運搬又は保管をする場合を除き、本遺伝子組換えダイズの栽培終了後は、当該ダイズ及び比較対照のダイズを隔離ほ場内にすき込む等により、確実に不活化する。

(4)　隔離ほ場で使用した機械、器具、靴等は、作業終了後、隔離ほ場内で洗浄すること等により、意図せずに本遺伝子組換えダイズが隔離ほ場の外に持ち出されることを防止する。

(5)　隔離ほ場が本来有する機能が十分に発揮されるように、設備の維持及び管理を行う。

(6)　(1)から(5)までに掲げる事項を第一種使用等を行う者に遵守させる。

(7)　別に定めるモニタリング計画に基づき、モニタリングを実施する。

(8)　生物多様性影響が生ずるおそれがあると認められるに至った場合は、別に定める緊急措置計画書に基づき、速やかに対処する。

○経済産業省告示第二百三十八号

計量法（平成四年法律第五十一号）第百三十四条第一項の規定に基づき、特定標準器を次のように指定したので、同法第百五十九条第一項第十六号の規定に基づき告示する。

平成二十一年七月十六日　　経済産業大臣　二階　俊博

計量法第百三十四条第一項に規定する計量器の標準となる特定の物象の状態の量を現示する計量器として経済産業大臣が指定する計量器は、光周波数コム装置及び外挿電離箱であって、独立行政法人産業技術総合研究所が保管するものとする。

○経済産業省告示第二百三十九号

計量法（平成四年法律第五十一号）第百三十四条第三項の規定に基づき、次のとおり同条第一項の指定に係る特定標準器の指定を取り消したので、同法第百五十九条第一項第十七号の規定に基づき告示する。

平成二十一年七月十六日　　経済産業大臣　二階　俊博

指定年月日	指定の取消しを行う特定標準器
平成十九年八月六日	計量法第百三十四条第一項の規定により指定された長さ用六百三十三ナノメートルよう素分子吸収線波長安定化ヘリウムネオンレーザ装置であって、独立行政法人産業技術総合研究所が保管するもの

○経済産業省告示第二百四十号

計量法（平成四年法律第五十一号）第百三十五条第一項の規定に基づき、指定校正機関を次のように指定したので、同法第百五十九条第一項第十八号の規定に基づき告示する。

平成二十一年七月十六日　　経済産業大臣　二階　俊博

特定標準器による校正等を行う事業所の名称及び所在地	指定校正機関の名称及び住所	特定標準器による校正等の業務の範囲
東京事業所 埼玉県北葛飾郡杉戸町下高野千六百番地	財団法人化学物質評価研究機構 東京都文京区後楽一丁目四番二十五号	セシウム標準液であって、濃度が1グラム毎リットルのもの
		ガリウム標準液であって、濃度が1グラム毎リットルのもの
		インジウム標準液であって、濃度が1グラム毎リットルのもの
		テルル標準液であって、濃度が1グラム毎リットルのもの
		バナジウム標準液であって、濃度が1グラム毎リットルのもの

○経済産業省告示第二百四十一号

計量法（平成四年法律第五十一号）第百三十五条第二項の規定に基づき、同項第一号の特定標準器による校正等を行う者、同項第二号の特定標準器による校正等を行う計量器又は標準物質及び同項第三号の特定標準器による校正等に用いる特定標準器等又は特定標準物質を次のように告示する。

平成二十一年七月十六日　　経済産業大臣　二階　俊博

計量法第百三十五条第二項の規定に基づく特定標準器による校正等を行う者等の告示

特定標準器による校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器又は標準物質	特定標準器による校正等に用いる特定標準器等又は特定標準物質	
独立行政法人産業技術総合研究所	五百三十二ナノメートルよう素分子吸収線波長安定化レーザ装置、一・五マイクロメートル帯（Cバンド）アセチレン分子吸収線波長安定化レーザ装置及び一・五マイクロメートル帯（Cバンド）シアン化水素分子吸収線波長安定化レーザ装置	協定世界時に同期した原子時計及び光周波数コム装置であって、独立行政法人産業技術総合研究所が保管するもの	
	交流電圧用交直変換器であって、周波数が十ヘルツ以上一メガヘルツ以下の場合において、校正範囲が十ミリボルト以上一キロボルト以下のもの	交流電圧用及び交流電流用交直変換器並びに交直差測定装置であって、独立行政法人産業技術総合研究所が保管するもの	
	交流電流用交直変換器であって、周波数が十ヘルツ以上百キロヘルツ以下の場合において、校正範囲が十ミリアンペアのもの		
	減衰器、エアライン、ミスマッチライン又は終端器のうち、線路がN型同軸構造を有するものであって、周波数が〇・〇四ギガヘルツ以上十八ギガヘルツ以下の場合において、入射波と反射波との比又は入射波と透過波との比が一以下のもの	標準エアライン群であって、独立行政法人産業技術総合研究所が保管するもの	